

都道府県特認基準の変更について

令和元年6月

農林水産省

1. 中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地に係る特認

- 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法8法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。
- また、対象地域内において、傾斜等の基準を満たす農用地に加え、これらに準ずるものとして都道府県知事が定める基準（特認基準）を満たす農用地を対象農用地としている。

対 象 地 域

【地域振興立法8法】

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法
- ・ 半島振興法
- ・ 離島振興法
(以上を「地域振興立法5法」と称する。)
- ・ 沖縄振興特別措置法
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法

【特 認 地 域】

- ・ 都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
※ 第4期対策では、大阪府と沖縄県を除く45都道府県が特認地域を指定
(地域の例)
 - ・ 8法地域に地理的に接する地域

対 象 農 用 地

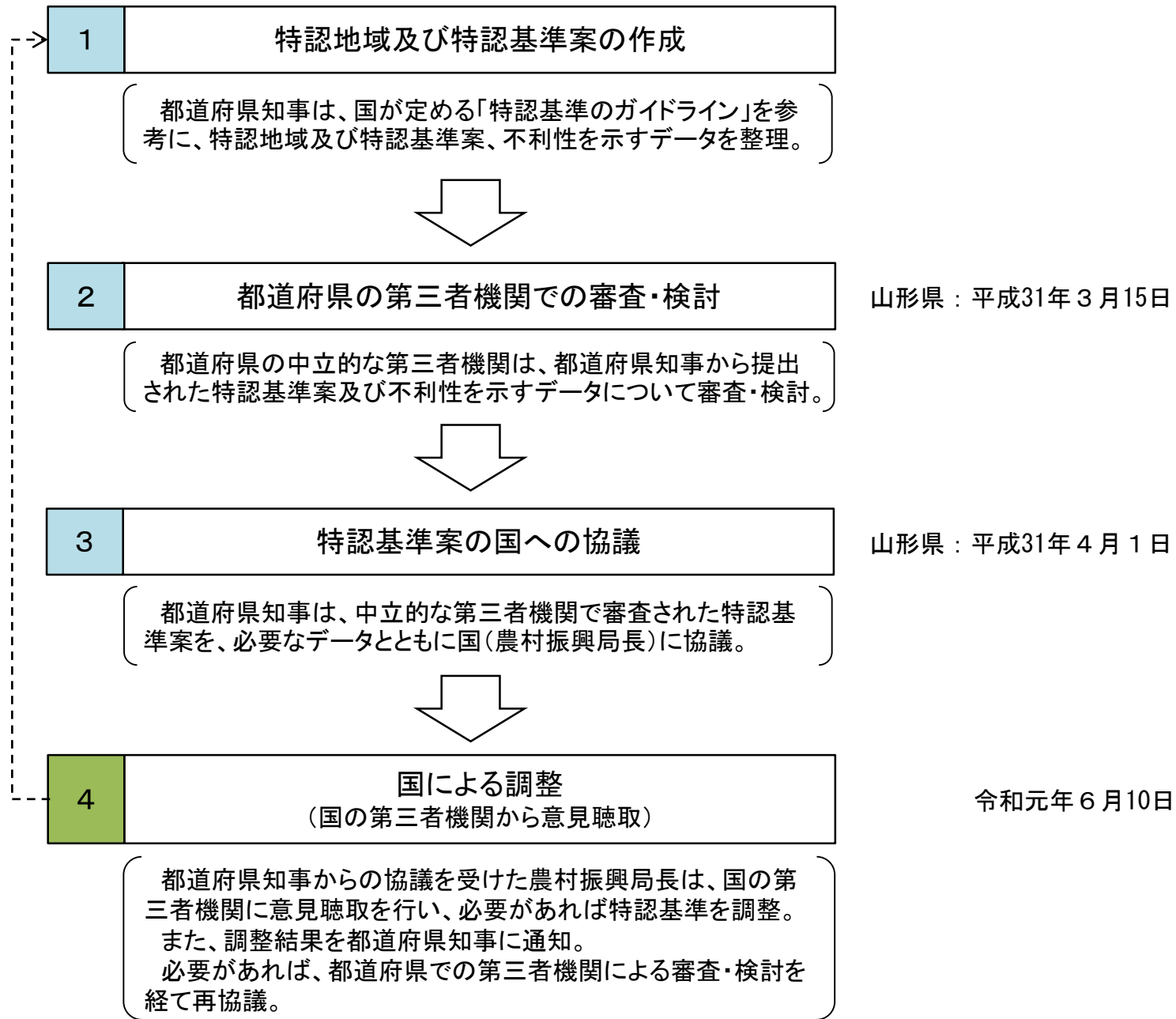
- ・ 急傾斜
(田:1/20以上
畑、草地、採草放牧地:15度以上)
- ・ 自然条件により小区画・不整形な田
- ・ 積算気温が低く、草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- ・ 緩傾斜(市町村長が認めた場合)
(田:1/100~1/20
畑、草地、採草放牧地:8~15度)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(市町村長が認めた場合)

【特 認 基 準】

- ・ 上記に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準
※ 第4期対策では、6県(新潟県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)が特認基準を設定
(基準の例)
 - ・ 離島の平地

(注) このほか、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域内に存する、特認基準に該当する農用地も、特例として対象農用地とすることができる(ただし、実績はない)。

2. 特認地域及び基準の設定に係る事務の流れ



3. 山形県における特認基準の変更（案）

山形県（特認地域内における対象農用地基準の変更）

① 変更内容

緩傾斜農地を対象とする場合について、現行では「急傾斜と連坦しており、当該急傾斜農地面積の概ね10%以内」と規定しているが、この規定を削除。

現行	変更(案)	(参考)特認基準のガイドライン
対象農地は、1の特認地域内に存する農用地区域内の一団の農地(1ha以上面積を有するものに限る。)であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす農地とする。 (1) 急傾斜農地(勾配が田で1／20以上、畑及び草地で15度以上) (2) 自然条件により小区画・不整形な田 (3) <u>急傾斜農地と連たんしている緩傾斜農地</u> (勾配が田で1／100以上1／20未満、畑及び草地で8度以上15度未満)のうち、次のア及びイの要件を満たす農地 <u>ア 市町村長が特に必要と認める場合であること</u> <u>イ 急傾斜農地と営農上の一体性があること</u> <u>なお、(3)の緩傾斜農地を対象とする場合の対象面積については、連たんしている急傾斜農地の面積の概ね10%以内とする。</u>	対象農地は、1の特認地域内に存する農用地区域内の一団の農地(1ha以上面積を有するものに限る。)であって、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす農地とする。 (1)～(2) 現行と同じ (3) 緩傾斜農地(勾配が田で1／100以上1／20未満、畑及び草地で8度以上15度未満)	次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地 エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

② 変更の理由

特認地域の緩傾斜農地の取扱については、平成12年度に規定したものであるが、その当時から状況が変化し、8法地域より特認地域の方が耕作放棄地率の増加や人口減少率の拡大が進行しており、特認地域においても広範に緩傾斜農地を守っていかなければ、急傾斜農地に通作できないことが懸念されている。

このため、特認地域への支援の必要性が増していることから「急傾斜と連坦しており、当該急傾斜農地面積の概ね10%以内」の規定を削除し、緩傾斜農地に該当すれば交付対象とすることが適当であるとし、平成31年3月15日に山形県の第三者機関による審査を経て、平成31年4月1日付けで農村振興局長に協議がなされたところ。

③ 特認基準の変更による影響について

- 1) 交付対象面積 161.8haの増加(寒河江市及び長井市の一部集落)
- 2) 交付金額 事業費:12,946千円、うち国費:4,315千円

④ 変更(案)について

- 以下の理由により、妥当と判断。
 - ・参考に示す国の特認基準のガイドラインに沿った内容であること。

山形県の特認地域（変更無し）

1 対象地域

特認地域は、8法地域以外の地域のうち、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域とする。

- (1) 8法地域に地理的に隣接する農地（センサス集落単位）
- (2) 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）
- (3) 次のア又はイに該当する地域（旧市町村又はセンサス集落単位）

ア 8法地域に隣接し、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たす地域

- (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上
- (イ) DID（人口集中地区）を含まない地域
- (ウ) 次のaからcまでのいずれかの要件を満たすこと
 - a 農業従事者の高齢化率が36.4%以上
 - b 耕作放棄率が田で1.4%以上又は耕地全体で2.8%以上
 - c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.37以下

イ 8法地域に隣接せず、次の(ア)から(エ)までの要件を満たす地域

- (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上
- (イ) DID（人口集中地区）を含まない地域
- (ウ) 次のaからcまでのいずれかの要件を満たすこと
 - a 農業従事者の高齢化率が36.4%以上
 - b 耕作放棄率が田で1.4%以上又は耕地全体で2.8%以上
 - c 当該地域の属する市町村の財政力指数が0.37以下

(エ) 人口減少率（平成17年～22年）が3.5%以上又は人口密度が150人/km²未満